

NPO法人杉戸町総合型スポーツクラブすぎスポ細則

第1章 会員

(種類)

第1条 この法人の一般会員は、次のとおりとする。

(1) 任意クラブ会員 この法人の目的に賛同して入会し、任意クラブで活動している個人会員。

(2) 直轄会員 この法人の目的に賛同して入会し、種目別教室等で活動している個人会員。

(入会)

第2条 会員の入会にあつては、この法人が定める入会申込書により申し込むものとする。

(会員証)

第3条 この法人の会員には、会員証を発行する。

(入会金及び会費)

第4条 一般会員は、次の入会金及び会費を納入しなければならない。

(1) 任意クラブ会員 ① 入会金 1,000円

② 月会費 200円

尚、月会費は、月払とするが前納することができる。

(2) 直轄会員 ① 入会金 1,000円

② 月会費 運営規則のとおり

尚、月会費は、月払とするが前納することができる。

(3) 会員無料体験

会員のうちホームクラブに籍を置く者は、いつでも・どこでも他のクラブに無料体験参加ができる。

但し、連続しての参加期間は、1ヶ月以内とする。

(一般会員の資格の喪失)

第5条 一般会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本人・団体から退会の申し出があった時。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

(一般会員の休会・退会)

第6条 一般会員の休会は、1ヶ月以上活動しない場合とし、原則として休会届日以降1年を経過しても復帰しない場合は、退会とみなす。

但し、理事会で休会の継続を認めた場合を除く。

- 2 一般会員の休会期間中の会費は、休会届月及び復帰月を除き徴収しない。
- 3 一般会員の退会は、上記のほか本人が退会を申し出た時及び会費を6ヶ月以上滞納のうえ督促に応じない場合とし、退会をした会員が再入会する場合は、新規会員とする。

(除名)

第7条 一般会員が次のいずれかに該当するときは、総会において会員総数の2分の1以上の同意により会員を除名することができる。

この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款、規則等に違反した時。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をした時。

第2章 組織

(役員)

第8条 この法人に、常任理事を置く。

(常任理事の選任)

第9条 常任理事は、理事のなかから総会において選任する。

(職務)

第10条 常任理事は、常任理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

(常任理事の任期)

第11条 常任理事の任期は2年とする。

但し、補欠のため、又は増員によって就任した任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

2 常任理事は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3 常任理事は、再任されることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の常任理事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(専門部会)

第12条 この法人の運営のため、次の専門部会を置く。

(1) 事業部会 新規事業の企画及び新規事業の継続・運営並びに受託事業を行う。

(2) 広報部会 クラブ会報を発行するなど広報活動を行う。

(3) 渉外部会 賛助会員の拡大等渉外活動を行う。

(4) 障がい者スポーツ部会 障がい者に関するスポーツ事業を行う。

2 各専門部会は、この法人の目的達成のためにそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。

3 各専門部会は、理事長が理事のなかから部長1名、部員若干名を選出して構成する。

(直轄の運営)

第13条 この法人の直轄の運営は、次のとおりとする。

1 直轄種目別に代表者を選出する。

2 直轄種目別の代表者は、目的達成のためにそれぞれの具体的な事業を計画し、その実施にあたる。

3 代表者会議は、クラブマネージャー（本部）が年1回以上開催する。

又、代表者の過半数が必要と認めた時開催する。

第3章 常任理事会

(常任理事会の構成)

第14条 常任理事会は、理事長、副理事長、クラブマネージャー、各専門部会の長、事務局長をもって構成する。

(常任理事会の権能)

第15条 常任理事会は、理事会に諮る事項を審議する。

(常任理事会の開催)

第16条 常任理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 常任理事会は、毎月1回開催する。
- (2) 理事長が必要と認めた時。

第4章 雑則

(事故の責任)

第17条 会員は、この法人の活動に関して諸規則及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。

又、この法人及び指導者は事故に対し一切の責任を負わないものとする。

(慶弔)

第18条 慶弔については、理事会に諮り理事長が別に定める。

(細則の変更)

第19条 この細則は、理事会において出席の2分の1以上の賛成をもって改定することができる。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成28年5月12日理事会にて理事長・副理事長制及び専門部会の改定。
- 3 令和4年4月7日理事会にて定款部分の削除及び直轄の運営追加の改定。